

定例監査の結果（令和5年7月31日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和3年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	県立総合技術研究所食品工業技術センター	令和5年6月9日	令和5年5月25日	実地	3
2	県立総合技術研究所東部工業技術センター	令和5年5月26日	令和5年5月12日	実地	4
3	県立美術館	令和5年2月22日	令和5年1月26、27日	実地	5
4	縮景園	令和5年2月22日	令和5年1月26、27日	実地	6
5	県立尾道北高等学校	令和5年7月31日	令和5年5月23日	書面	7
6	県立賀茂高等学校	令和5年7月31日	令和5年5月10日	書面	9
7	県立竹原高等学校	令和5年7月31日	令和5年5月25日	書面	10
8	県立忠海高等学校	令和5年7月31日	令和5年6月1日	書面	11

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
9	県立御調高等学校	令和5年7月31日	令和5年6月13日	書面	13
10	県立瀬戸田高等学校	令和5年7月31日	令和5年6月2日	書面	14
11	県立黒瀬高等学校	令和5年7月31日	令和5年5月11日	書面	15
12	県立安古市高等学校	令和5年7月31日	令和5年5月11日	書面	17
13	県立廿日市西高等学校	令和5年6月6日	令和5年6月6日	実地	18
14	県立神辺高等学校	令和5年7月31日	令和5年6月9日	書面	19
15	県立西条農業高等学校	令和5年5月30日	令和5年5月30日	実地	20
16	県立尾道商業高等学校	令和5年6月2日	令和5年6月2日	実地	23
17	県立因島高等学校	令和5年7月31日	令和5年5月30日	書面	25
18	県立福山特別支援学校	令和5年7月31日	令和5年6月8日	書面	26
19	県立廿日市特別支援学校	令和5年7月31日	令和5年5月26日	書面	27
20	県立呉特別支援学校	令和5年7月31日	令和5年6月14日	書面	28
21	県立広島北特別支援学校	令和5年5月17日	令和5年5月17日	実地	29
22	県立沼隈特別支援学校	令和5年7月31日	令和5年6月6日	書面	30
23	県立黒瀬特別支援学校	令和5年7月31日	令和5年5月17日	書面	31

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 県立総合技術研究所食品工業技術センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 食品工業技術に関する試験研究及びその成果の技術移転、食品工業技術に関する指導・研修・情報提供、設備の利用提供、試験・検査・分析・鑑定等
- イ 所在地 広島市南区比治山本町 12 番 70 号
- ウ 組織体制 3 部 1 担当〔総務担当、技術支援部、生物利用研究部、食品加工研究部〕
- エ 職員数 28 人（令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 県立総合技術研究所東部工業技術センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 民間企業等を支援するために必要な技術の調査研究及び開発研究、各種試験、分析、測定等
他の機関から委託を受けた調査研究
- イ 所在地 福山市東深津町三丁目2番39号
- ウ 組織体制 総務担当、技術支援部、デジタルものづくり支援担当、材料技術研究部、加工技術研究部
- エ 職員数（令和5年4月1日現在）
- | | |
|-----------|-----|
| 常勤職員数 | 30人 |
| 会計年度任用職員数 | 4人 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 県立美術館

(1) 機関の概要

ア 主な業務 美術品の収集・保管・展示、美術品等に関する専門的、技術的な調査研究
(施設管理等は、指定管理者制度を導入)

イ 所在地 広島市中区上幟町2番22号

ウ 職員数(令和4年4月1日現在)

常勤職員数 14名(うち縮景園との兼務6名、文化芸術課へ事務従事1名)

非常勤職員数 1名(縮景園との兼務)

エ 入館者の状況(令和3年度)

区 分	所蔵作品展
有料入館者数	3,383人
減免者等	14,607人
招待者	2,661人
小・中・高生等	1,216人
合 計	21,867人

区 分	特別展(4回)
有料入館者数	26,884人
免除・招待者	6,660人
合 計	33,544人

※所蔵作品展の開館日:187日

特別展の開館日:119日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館期間

令和3年5月10日～6月20日、8月7日～9月30日

令和4年1月11日～3月6日

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 縮景園

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 名勝庭園の管理保存及び伝統文化行事等の実施
(施設管理等は、指定管理者制度を導入)
- イ 所在地 広島市中区上幟町2番11号
- ウ 職員数(令和4年4月1日現在)
常勤職員数 6名(美術館との兼務)
非常勤職員数 2名(うち美術館との兼務1名)
- エ 入館者の状況(令和3年度)

有料入園者数	73,048人
減免入園者数	53,937人
合計	126,985人

※新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休園期間
令和3年5月17日～6月20日、8月27日～9月30日
令和4年1月11日～2月20日

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 県立尾道北高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 尾道市長江三丁目7-1
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 51人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12人
 エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	200	200	200	600
生徒数	(人)	185	192	186	563
充足率	(%)	92.5	96.0	93.0	93.8
退学者	(人)	4 (0)			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	165人		(88.7%)	
	専修・各種	2人		(1.1%)	
	就職	1人		(0.5%)	
	その他	18人		(9.7%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 行政財産使用許可の事務について

行政財産の使用許可に係る手続きが行われず、自動販売機が設置されていた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第21条
----	----------------------

イ フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品(業務用空調機器及び冷凍冷蔵機器)については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検

を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	製氷機 1台 冷温水器 2台
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、昇降機2基の保守点検をまとめて行うこととして入札を実施したところ、応札者がいなかったため、1基ずつ行うよう仕様を変更し、それぞれ地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして、一者随意契約を行っている。

仕様を変更するのであれば、変更後の仕様で入札を実施することを検討していただきたい。

契約名	尾三地区県立学校昇降機保守点検業務（尾道特支1号機）（令和4年度～令和6年度） 尾三地区県立学校昇降機保守点検業務（尾道特支2号機）（令和4年度～令和6年度）
-----	--

6 県立賀茂高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 東広島市西条西本町 16 番 22 号
- ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
- 全日制 本務者数 52 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9 人
- 定時制 本務者数 10 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 5 人

エ 生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
		普通科				普通科				
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)		280	280	240	800	40	40	40	40	160
生徒数 (人)		275	272	233	780	14	19	18	3	54
充足率 (%)		98.2	97.1	97.1	97.5	35.0	47.5	45.0	7.5	33.8
退学者 (人)		1 (0)				2 (2)				
休学者 (人)		0				2				
進 学 就 職	大学・短大	232 人 (85.9%)				3 人 (23.1%)				
	専修・各種	28 人 (10.4%)				3 人 (23.1%)				
	就 職	3 人 (1.1%)				4 人 (30.8%)				
	その他	7 人 (2.6%)				3 人 (23.1%)				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

7 県立竹原高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 竹原市竹原町 3444-1
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 24人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12人

エ 生徒の状況

課程	全日制											
	普通科				商業科				計			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	40	40	40	120	40	40	40	120	80	80	80	240
生徒数 (人)	31	28	20	79	29	21	15	65	60	49	35	144
充足率 (%)	77.5	70.0	50.0	65.8	72.5	52.5	37.5	54.2	75.0	61.3	43.8	60.0
退学者 (人)	1 (0)				4 (0)				5 (0)			
休学者 (人)	0				0				0			
進学就職	大学・短大	13人 (48.1%)			6人 (19.4%)			19人 (32.8%)				
	専修・各種	6人 (22.2%)			9人 (29.0%)			15人 (25.9%)				
	就職	8人 (29.6%)			16人 (51.6%)			24人 (41.4%)				
	その他	0人 (0.0%)			0人 (0.0%)			0人 (0.0%)				

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 県立忠海高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 竹原市忠海床浦四丁目4番1号
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 19人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	80	80	80	240
生徒数	(人)	43	35	38	116
充足率	(%)	53.8	43.8	47.5	48.3
退学者	(人)	2 (1)			
休学者	(人)	2			
進 学 就 職	大学・短大	46人		(69.7%)	
	専修・各種	17人		(25.8%)	
	就職	1人		(1.5%)	
	その他	2人		(3.0%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア フロン類を使用した機器の廃棄における事務処理について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品(業務用空調機器及び冷凍冷蔵機器)の廃棄に当たっては、廃棄を行う業者に対して第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託する委託確認書を交付し、その写しを3年間保存することとされている。また、フロン類の回収終了後、第一種フロン類充填回収業者から引取証明書の交付を受け、当該証明書を3年間保存することとされているが、次の機器の廃棄に当たり、いずれも行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	空調機（第一種特定製品） 2台
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第43条第2項

イ フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷凍冷蔵機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	空調設備一式（室外機4台、マルチ室内機28台ほか）
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）

ウ 行政財産の使用許可について

次の財産について、使用許可期間満了後、更新手続を行わないまま使用を継続させていた。適正な事務処理に努められたい。

財産	土地（広島県立忠海高等学校校舎）1件
根拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第25条

エ 借受物品の管理について

次の借受物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

物品	電話交換設備 一式
根拠	広島県物品管理規則第41条

【改善を求める事項】

郵便切手の管理について

郵便切手について、十分な在庫があるにもかかわらず年度末に追加購入したことにより、当年度使用実績を上回る額を繰越しており、使用実績に比べて過剰な在庫があった。郵便切手の購入に当たっては、残高や使用見込量を勘案し、過剰な在庫とならないよう適正な管理に努める必要がある。

9 県立御調高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 尾道市御調町神 204-2
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 28人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	80	80	80	240
生徒数	(人)	39	43	48	130
充足率	(%)	48.8	53.8	60.0	54.2
退学者	(人)	2 (0)			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	11人		(25.6%)	
	専修・各種	17人		(39.5%)	
	就職	13人		(30.2%)	
	その他	2人		(4.7%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 県立瀬戸田高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 尾道市瀬戸田町名荷 1110-2
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 16人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 10人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120
生徒数	(人)	37	26	32	95
充足率	(%)	92.5	65.0	80.0	79.2
退学者	(人)	1 (1)			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	4人		(11.4%)	
	専修・各種	13人		(37.1%)	
	就職	17人		(48.6%)	
	その他	1人		(2.9%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

郵便切手の管理について

郵便切手について、十分な在庫があるにもかかわらず年度末に追加購入したことにより、当年度使用実績を上回る額を繰越しており、使用実績に比べて過剰な在庫があった。郵便切手の購入に当たっては、残高や使用見込量を勘案し、過剰な在庫とならないよう適正な管理に努める必要がある。

11 県立黒瀬高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 東広島市黒瀬町乃美尾 10001
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 35人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 4人
 エ 生徒の状況

課程	全日制											
	普通科				福祉科				計			
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	80	80	80	240	40	40	40	120	120	120	120	360
生徒数 (人)	51	51	48	150	22	15	16	53	73	66	64	203
充足率 (%)	63.8	63.8	60.0	62.5	55.0	37.5	40.0	44.2	60.8	55.0	53.3	56.4
退学者 (人)	8 (0)				0 (0)				8 (0)			
休学者 (人)	0				0				0			
進学就職	大学・短大	10人 (18.9%)			3人 (23.1%)			13人 (19.7%)				
	専修・各種	14人 (26.4%)			3人 (23.1%)			17人 (25.8%)				
	就職	28人 (52.8%)			6人 (46.1%)			34人 (51.5%)				
	その他	1人 (1.9%)			1人 (7.7%)			2人 (3.0%)				

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	使用許可内容	納入通知日		使用料(年額)
土地	電柱3本 支柱3本	令和3年度	令和3年5月26日	9,000円
		令和4年度	令和4年4月25日	
	電柱1本、支柱1本、 支線柱1本	令和3年度	令和3年5月26日	4,500円
		令和4年度	令和4年5月16日	

根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条第 1 項 広島県会計規則第 11 条第 3 項
-----	--

12 県立安古市高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 広島市安佐南区毘沙門台三丁目3-1
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 65人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12人

エ 生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		320	320	320	960
生徒数 (人)		321	284	302	907
充足率 (%)		100.3	88.8	94.4	94.5
退学者 (人)		10 (1)			
休学者 (人)		1			
進 学 就 職	大学・短大	298人 (96.4%)			
	専修・各種	11人 (3.6%)			
	就 職	0人 (0.0%)			
	その他	0人 (0.0%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 県立廿日市西高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 廿日市市阿品台西6-1
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 47人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 14人

エ 生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		200	200	200	600
生徒数 (人)		166	181	179	526
充足率 (%)		83.0	90.5	89.5	87.7
退学者 (人)		2 (0)			
休学者 (人)		1			
進 学 就 職	大学・短大	117人 (61.3%)			
	専修・各種	58人 (30.4%)			
	就 職	12人 (6.3%)			
	そ の 他	4人 (2.1%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

14 県立神辺高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な事業 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 福山市神辺町川北 375-1
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 52人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11人

エ 生徒の状況

課 程		全日制			
		総合学科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		200	200	160	560
生徒数 (人)		202	191	149	542
充足率 (%)		101.0	95.5	93.1	96.8
退学者 (人)		1 (0)			
休学者 (人)		0			
進学就職	大学・短大	36人 (24.0%)			
	専修・各種	67人 (44.7%)			
	就 職	41人 (27.3%)			
	その他	6人 (4.0%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約に係る事務処理について

指名業者のうち1者について、年間平均完成工事高が発注請負対象設計金額を下回っている者を選定している。適正な事務処理に努められたい。

契約名	放送設備更新工事 (令和3年度)
根 拠	建設工事指名業者等選定要綱第5条第3項

15 県立西条農業高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 東広島市鏡山三丁目 16 番 1 号
 ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 85 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 16 人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制							
		園芸科				畜産科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		40	39	33	112	38	40	32	110
充足率 (%)		100.0	97.5	82.5	93.3	95.0	100.0	80.0	91.7
退学者 (人)		0 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		1				1			
進 学 就 職	大学・短大	18 人 (50.0%)				22 人 (57.9%)			
	専修・各種	16 人 (44.4%)				9 人 (23.7%)			
	就 職	1 人 (2.8%)				7 人 (18.4%)			
	その他	1 人 (2.8%)				0 人 (0.0%)			

課 程		全 日 制							
		生活科				農業機械科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		39	32	28	99	40	37	39	116
充足率 (%)		97.5	80.0	70.0	82.5	100.0	92.5	97.5	96.7
退学者 (人)		0 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	19 人 (48.7%)				15 人 (38.5%)			
	専修・各種	16 人 (41.0%)				16 人 (41.0%)			
	就 職	4 人 (10.3%)				7 人 (17.9%)			
	その他	0 人 (0.0%)				1 人 (2.6%)			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		緑地土木科				生物工学科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		40	39	27	106	33	32	34	99
充足率 (%)		100.0	97.5	67.5	88.3	82.5	80.0	85.0	82.5
退学者 (人)		0 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	9人 (23.7%)				25人 (65.8%)			
	専修・各種	8人 (21.1%)				8人 (21.1%)			
	就 職	20人 (52.6%)				4人 (10.5%)			
	その他	1人 (2.6%)				1人 (2.6%)			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		食品科学科				計			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	280	280	280	840
生徒数 (人)		39	34	31	104	269	253	224	746
充足率 (%)		97.5	85.0	77.5	86.7	96.1	90.4	80.0	88.8
退学者 (人)		0 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		0				1			
進 学 就 職	大学・短大	21人 (52.5%)				129人 (48.1%)			
	専修・各種	9人 (22.5%)				82人 (30.6%)			
	就 職	9人 (22.5%)				52人 (19.4%)			
	その他	1人 (2.5%)				5人 (1.9%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 通勤手当に係る事後の確認について

通勤手当を支給している職員に係る事後の確認について、職員が新幹線により認定を受けている場合には、毎月その利用状況を、翌月10日までに確認することとなっているが、この確認がされていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	職員の通勤手当に関する規則 第 12 条 通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第 10
-----	--

イ 扶養手当に係る事後の確認について

扶養手当を支給している職員に係る事後の確認について、確認に必要な書類が添付されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	扶養手当認定要領（広島県教育委員会）第 9
-----	-----------------------

ウ 借受財産の管理について

次の財産について、借受の手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

財 産	土地（雑用水管敷地） 外 2 件
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第 50 条 広島県公有財産管理規則第 61 条， 第 64 条

エ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、予定価格調書に誤った予定価格、見積書比較価格及び低入札調査価格等を記載していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立西条農業高等学校寄宿舎防水改修工事（令和 3 年度）
根 拠	広島県契約規則第 18 条 建設工事執行規則第 7 条の 2 第 3 項

16 県立尾道商業高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 尾道市古浜町 20-1
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 51人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 14人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制							
		情報ビジネス科				商業科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員	(人)	200	200	0	400	0	0	80	80
生徒数	(人)	192	193	0	385	0	0	60	60
充足率	(%)	96.0	96.5	0.0	96.3	0.0	0.0	75.0	75.0
退学者	(人)	0 (0)				0 (0)			
休学者	(人)	0				0			
進 学 就 職	大学・短大	—				17人 (21.0%)			
	専修・各種	—				45人 (55.6%)			
	就 職	—				18人 (22.2%)			
	その他	—				1人 (1.2%)			

課 程		全 日 制							
		ビジネス会計科				情報管理科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員	(人)	0	0	40	40	0	0	80	80
生徒数	(人)	0	0	25	25	0	0	56	56
充足率	(%)	0.0	0.0	62.5	62.5	0.0	0.0	70.0	70.0
退学者	(人)	0 (0)				0 (0)			
休学者	(人)	0				0			
進 学 就 職	大学・短大	8人 (20.5%)				24人 (61.5%)			
	専修・各種	16人 (41.0%)				33人 (84.6%)			
	就 職	15人 (38.5%)				20人 (51.3%)			
	その他	0人 (0.0%)				2人 (5.1%)			

課 程		全日制			
学科・学年等		計			
		1	2	3	計
総定員	(人)	200	200	200	600
生徒数	(人)	192	193	141	526
充足率	(%)	96.0	96.5	70.5	87.7
退学者	(人)	0 (0)			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	49人 (24.6%)			
	専修・各種	94人 (47.2%)			
	就 職	53人 (26.6%)			
	その他	3人 (1.5%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度（令和5年3月末現在）の状況である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

17 県立因島高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 尾道市因島重井町 5574 番地
- ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
- | | | | |
|-----|--------------------|------|-----|
| 全日制 | 本務者数 | 25 人 | |
| | 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 | | 8 人 |
| 定時制 | 本務者数 | 10 人 | |
| | 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 | | 3 人 |

エ 生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
		総合学科				普通科				
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)		80	80	80	240	40	40	40	40	160
生徒数 (人)		64	59	66	189	11	6	4	3	24
充足率 (%)		80.0	73.8	82.5	78.8	27.5	15.0	10.0	7.5	15.0
退学者 (人)		1 (1)				1 (1)				
休学者 (人)		0				1				
進 学 就 職	大学・短大	17 人 (28.3%)				0 人 (0.0%)				
	専修・各種	32 人 (53.3%)				0 人 (0.0%)				
	就 職	11 人 (18.3%)				2 人 (40.0%)				
	その他	0 人 (0.0%)				3 人 (60.0%)				

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

18 県立福山特別支援学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 肢体不自由のある児童・生徒の教育の実施
 イ 所在地 福山市津之郷町津之郷 280 番 3 号
 ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 78 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7 人

エ 児童・生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
生徒数(人)	3	5	5	8	5	4	30	7	5	8	20	6	11	5	22	
進学就職	進学	—							5 人 (100%)				0 人 (0.0%)			
	就職	—							0 人 (0.0%)				1 人 (16.7%)			
	その他	—							0 人 (0.0%)				5 人 (83.3%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「進学就職」は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

備品の管理について

次の備品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

備品	増幅器 1 台
根拠	広島県物品管理規則第 41 条

19 県立廿日市特別支援学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
 イ 所在地 廿日市市宮内 10877 番 2 号
 ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 156 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11 人

エ 生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
生徒数 (人)	23	25	12	17	16	12	105	19	18	28	65	37	40	35	112	
進学就職	進学	—							21 人 (100.0%)				0 人 (0.0%)			
	就職	—							0 人 (0.0%)				7 人 (28.0%)			
	その他	—							0 人 (0.0%)				18 人 (72.0%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「進学就職」の状況は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	使用許可内容	納入通知日	使用料 (年額)
土地	支線 2 条	令和 4 年度 令和 4 年 4 月 25 日 令和 5 年度 令和 5 年 4 月 27 日	3,000 円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条第 1 項 広島県会計規則第 11 条第 3 項		

20 県立呉特別支援学校

(1) 機関の概要

- ア 主な事業 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- イ 所在地 本校：呉市焼山北三丁目 22 番 1 号
江能分級：江田島市能美町鹿川 3406-3
- ウ 教職員数（令和 5 年 5 月 1 日現在）
本務者数 87 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 5 人

エ 生徒の状況

本校	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	生徒数（人）	7	12	5	6	9	6	45	6	11	11	28	19	23	15	57
江能分級	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	生徒数（人）	1	0	4	2	0	0	7	1	4	1	6	2	3	6	11
合計	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	生徒数（人）	8	12	9	8	9	6	52	7	15	12	34	21	26	21	68
進学就職	進学	—							9人（100.0%）				0人（0.0%）			
	就職	—							0人（0.0%）				5人（25.0%）			
	その他	—							0人（0.0%）				15人（75.0%）			

- (注)・「部・学年」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。
・「進学就職」は、令和 4 年度（令和 5 年 3 月末現在）の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

21 県立広島北特別支援学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 知的障害のある児童・生徒の教育の実施
 イ 所在地 広島市安佐北区三入東一丁目 25 番 1 号
 ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 118 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 20 人

エ 生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
生徒数 (人)	8	6	12	8	5	15	54	17	17	12	46	41	52	41	134	
進学就職	進学	—							14 人 (100.0%)				0 人 (0.0%)			
	就職	—							0 人 (0.0%)				15 人 (35.7%)			
	その他	—							0 人 (0.0%)				27 人 (64.3%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「進学就職」は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

22 県立沼隈特別支援学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
 イ 所在地 福山市沼隈町上山南 736-3
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 64人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9人

エ 生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
生徒数(人)	5	5	4	7	7	6	34	14	3	8	25	19	13	19	51	
進 学 就 職	進学	—							12人 (100.0%)				0人 (0.0%)			
	就職	—							0人 (0.0%)				1人 (10.0%)			
	その他	—							0人 (0.0%)				9人 (90.0%)			

(注)・「部・学年」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

23 県立黒瀬特別支援学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 東広島市黒瀬町乃美尾 2 5 - 1
 ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 94 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11 人

エ 生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
生徒数 (人)	12	15	8	10	17	13	75	14	7	13	34	18	17	19	54	
進学就職	進学	—							8 人 (100.0%)				0 人 (0.0%)			
	就職	—							0 人 (0.0%)				5 人 (19.0%)			
	その他	—							0 人 (0.0%)				21 人 (81.0%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「進学就職」は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

借受財産の管理について

次の財産について、借受の手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受財産	土地 580.00 m ² (来客用・職員用駐車場用地)
根拠	・広島県教育委員会公有財産管理規則第 50 条 ・広島県公有財産管理規則第 61 条、第 64 条